

協定区域	北区西山2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1994年1月12日
	面積	70,625.70 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2014年1月10日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2014年1月10日～2034年1月9日(20年)

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア、イ又はウに該当する場合は、この限りでない。
- ア. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
- イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの。
- ウ. 地下車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下であるもの。
- (2) 建築物の用途は、個人専用住宅とする。ただし、診療所、診療所兼用住宅、建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅又は同令第130条の4に規定する公益上必要な建築物で、第8条に定める委員会が承認したものはこの限りでない。
- (3) 建築物は1区画1戸建とする。ただし、2区画以上の区画を1区画として建築物を建築するときは、委員会の承認を必要とする。
- (4) 建築物の階数は3階(地階を除く。)以下とし、高さは10メートル以下とし、軒の高さは7メートル以下とする。
- (5) 区画を分割する場合は、委員会の承認を必要とする。ただし、その分割により150平方メートル未満となる区画が生じる場合は区画の分割はできないものとする。
- (6) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この協定締結以降変更してはならない。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は委員会が承認した必要最小限の変更は、この限りでない。
- (7) 敷地の周囲に面して、塀、柵、垣等を設置する場合は、高さを抑え透過性(透視性・通風性)を確保すること。部分的に透過性のないものにする場合も、周辺環境との調和を図り必要最小限とすること。
- (8) 広告、営業用の看板、掲示板等これらに類するものは、設置してはならない。ただし、委員会の承認を得て建築等をした診療所、診療所兼用住宅、兼用住宅及び公益上必要な建築物にかかるものは、この限りでない。
- (9) 営業用の物置は、設置してはならない。

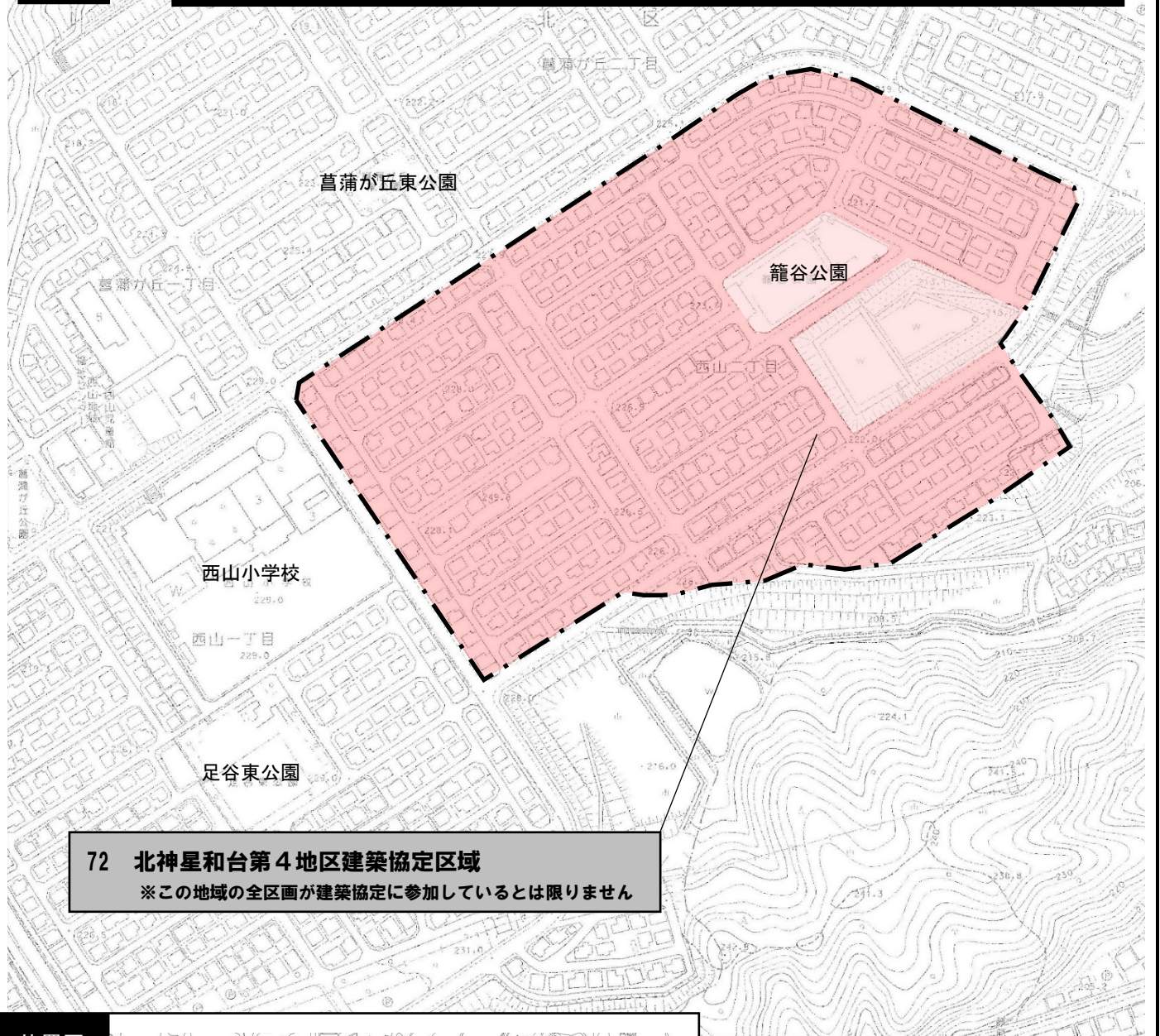
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

72

# 北神星和台第4地区



## 72 北神星和台第4地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

### 位置図

